

第1回定例理事会議事録

日時 2013年4月25日(木) 13:30～
場所 ITCビル2階 日本人会事務局 会議室
出席者 (理事)17名(監事)2名(傍聴) 領事館1名 事務局1名(欠席) 理事3名
議題

1. 役員選出

日本人会会則第5条4項により、第1回理事会は前会長の米山氏が議長となり、第6条2項により2013年度会長に、守屋氏が選出された。同6条により副会長、書記、会計の新役員が選出された。第13条1項により各部長・副部長及び各担当の委嘱が新会長よりなされた。

2. 文化部より

5月10日(金)、11日(土)に開催予定の、「絆コンサート」についての案内があった。

3. 総務部より

2013年度理事会開催にあたり、総務部より資料の配布、簡単な説明を行った。

4. 総領事館より

車内での飲酒禁止についての報告と、7月中旬に予定される参議院議員通常選挙で在外投票をするには5月中旬までに在外選挙人登録をされれば間に合うであろうとの案内があった。

5. 事務局より

日本人学校PTA有志の皆さんより、体育館支援の為のZUMBAパーティーの案内と配信依頼があった。

6. 次回、第2回理事会は5月23日(木)に開催予定。

事務局よりご案内

*** 個人会員・準会員の皆様へ ***

平素は日本人会に多大なるご協力を賜りありがとうございます。

4月より、日本人会は新たに2013年度がスタート致しました。新年度、会員登録をご継続いただける会員の皆様におかれましては、日本人会事務局まで継続のご連絡をお願い申し上げます。合わせまして会員費をご納入頂けると幸いです。お支払いは現金かチェックにて。チェックのお支払い先は、JAPAN CLUB OF GUAMにてお願い致します。チェックをご郵送頂ける場合は、以下の住所までお送り頂けますようお願い申し上げます。

JAPAN CLUB OF GUAM

P.O. BOX 7962, Tamuning, Guam 96931

個人会員費： 40ドル

家族会費： 60ドル

準会員費： 20ドル

尚、会費の納入が遅れますと名簿にお名前が掲載されなくなりますので、ご了承ください。日本人会名簿掲載について、住所その他のご変更がある場合はお手数ですが日本人会事務局までご一報頂けますよう、合わせてお願い申し上げます。

連絡先：日本人会事務局

(TEL) 646-8066 (FAX) 646-8067

E-mail : jpclub@teleguam.com



あなたのために、ご家族のために プロによる歯科治療

私達「ハファディファミリーデンタルPC」
スタッフにぜひ一度ご相談下さい。
一人一人の状態に合ったアドバイス・治療を
いたします。

Yas Takenaka, DDS
General Dentist

Victoria Cheng, DMD
Children's Specialist

David Marutani, DMD
General Dentist



Phone : (671)649-7851/52

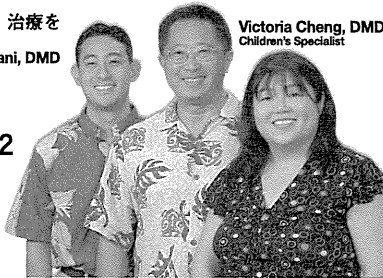
タムニング、ITCビルディング

104号室(ロビー階)

営業時間：8～17時(月・火・水・金)

8～15時半(土)

お休み(木・日)



在ハガツニャ日本国総領事館からのお知らせ

～在外選挙制度のお知らせ～

在外選挙では、国政選挙(衆議院議員選挙及び参議院議員選挙)に投票することができます。

在外選挙で投票をするためには在外選挙人名簿への登録申請をして、あらかじめ在外選挙人証を取得していただく必要があります。在外選挙人証をお持ちでない方は、お早めに総領事館において登録申請をお願いします。

1. 登録資格

(1) 満20歳以上の日本国民であること。

(2) 当総領事館の管轄区域(グアム島、北マリアナ諸島)内に引き続き3か月以上お住まいの方(※)。

※ なお、3か月未満の方でも登録申請が出来るようになりました。3か月住所要件を満たしていない場合、総領事館では申請書を一旦お預かりし、3か月経過時に改めて住所を確認した上で、手続きを再開することとなります。

2. 申請の際に持参していただく書類

(申請者ご本人による申請の場合)

(1) 日本国旅券

旅券が提示出来ない場合は、運転免許証、グアムID、グリーンカード等の顔写真付きの身分証明書の提示をお願いします。

(2) 当館管轄区域内に居住していることを確認できる書類

○申請の時点で管轄区域内に引き続き3か月以上居住されている方：住宅賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、公共料金の請求書等。ただし、在留届を在外公館に3か月以上前に提出済みの方は不要です。

○申請時に管轄区域内の居住期間が3か月未満の方：申請時の住所を確認できる書類。

3. 登録申請先となる選挙管理委員会

原則として、日本国内の最終住所地の市区町村選挙管理委員会です。

4. 注意事項

(1) 日本国内で転出届を提出されていない方は、各市町村役場で手続きをお願いします。

(2) 在外選挙人証の交付は、概ね2～3ヶ月後となります。

【お問い合わせ】

在ハガツニャ日本国総領事館(領事班)

電話：646-1290 FAX：646-1490

メール：infocgj@ite.net